

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成27年12月8日(火) 午前10時～午後1時25分

場所 第2・3委員会室

出席議員(7名)

委員長 塚本秋雄 副委員長 榊谷規子 委員 櫻井伸賢
委員 鬼頭博和 委員 梅村 均 委員 黒川 武
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員(24名)

市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、教育こども未来部長 山田日出雄
行政課長 中村定秋、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同主査 佐野亜矢、税務課長 岡本康弘、同主査 大橋 透、同主査 小野 誠、福祉課長 丹羽 至、同主査 小崎尚美、長寿介護課長 山北由美子、同主査 須田かおる、同主査 浅田正弘、健康課長 原 咲子、同主幹 長瀬信子、同主査 高橋善美、学校教育課長 石川文子、同主査 今枝かづき、子育て支援課長 富 邦也、同指導保育士 八木純子、同主査 佐藤さとみ、同児童館長 柴垣裕子

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己

付議事件及び審議結果

| | | |
|--------|-----------------------------------|------------|
| 議案第78号 | 岩倉市税条例等の一部改正について | 全員賛成 可決 |
| 議案第79号 | 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について | 賛成多数 可決 |
| 議案第80号 | 岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について | 全員賛成 可決 |
| 議案第81号 | 岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について | 全員賛成 可決 |
| 議案第82号 | 岩倉市介護保険条例の一部改正について | 賛成多数 可決 |

| | | |
|-------|-------------------------------------------------------|-------------|
| 請願第9号 | 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書 | 賛成少数 不採択 |
| 陳情第5号 | 国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書 | 聞き置く |
| 陳情第6号 | 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書 | 聞き置く |
| 陳情第7号 | 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書 | 聞き置く |
| 陳情第8号 | 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書 | 聞き置く |
| 陳情第9号 | 「憲法25条に基づく権利保障としての社会福祉事業を守り拡充すること」に関する国への意見書採択についての陳情 | 聞き置く |

厚生・文教常任委員会（平成27年12月8日）

◎委員長（塚本秋雄君） 皆さん、おはようございます。

厚生・文教常任委員会を開会するのに、10時からですけれども、委員の皆さん、そして関係するところの職員の皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。これから始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

当局、発言ありますか。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 皆様、改めましておはようございます。

師走に入りまして、朝晩がめっきり寒くなった季節となりました。また、このように師走に入りまして、議員の皆様におかれましても何かとお忙しい時期をお迎えのことと思います。

このような状況の中、本日は厚生・文教常任委員会で、岩倉市税条例等の一部改正を初め5件の条例改正をお願いするものでございます。また、本日は主査以上の職員が出席をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから厚生・文教常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件、陳情5件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

それでは審査に入ります。

議案第78号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

お手元に、当局のほうから資料が配られておるかと思っておりますけれども、若干説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

◎税務課長（岡本康弘君） 本議案に関しまして、補足の資料を皆様のお手元にお配りをさせていただきました。この資料は、税制改正に当たりまして、国のほうが作成をした資料でございます。補足の説明のお時間をいただきましたのは、今回、条例改正の内容とさせていただいております税の猶予制度というものが大変皆様にとってもなじみのないものだというふうに思っておりますので、少しどういったものかというところの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、納税の原則といいますのは、私どもが賦課させていただきました税

額の全額を納期限までに自主的に納付をいただくということを原則としております。納付がされない場合には、督促状が送付されまして、指定期限までに納付をいただけない場合には、滞納処分、差し押さえなどの形で徴収がされるという枠組みとなっております。法に基づく、そういった取り扱いは大変厳粛なものでございますけれども、実際に、納税の猶予制度というのが定められております。この猶予制度は、滞納処分の執行停止、それから今回条例に加えさせていただきます内容で、徴収猶予、換価の猶予というものがございます。徴収猶予、換価の猶予というのは、もともと国税の例に倣いまして地方税法に定められておりまして、今までも制度として運用されてきております。

今回、この制度を条例に定めさせていただきますのは、お手元の資料に書かれております上のところの囲みでございます。納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する。これを目的といたしまして、それから地方分権推進の観点から、地域の実情に応じて、一定の基準等を設けることが許されて、それを条例に定めさせていただきますものでございます。

下のところに、表仕立てで徴収猶予、換価の猶予、これまでの制度の運用のあり方と、新たに改正後、変わったところがまとめられてございます。徴収猶予の要件といたしましては従来から同じで、災害、盗難、病気等、それから事業の休廃止等、賦課決定等の処分の遅延、こういった場合に、納税者の申請に基づきまして適用される制度でございます。徴収猶予に関します部分では、改正後というところで少し出ておりますけれども、従来と同じ部分と手続上のことが細かに定められたということでございます。

換価の猶予制度というところを見ていただきますと、要件といたしましては、事業継続・生活維持の困難、それから猶予することが徴収上有利な場合。従来は、課税をする税務署長であるとか、市町村長が職権で適用をしていた制度でございます。今回、この条例改正に当たって新設されますのは、納税者の方のほうから申請でこの制度の適用ができるように新たに設けられたものでございます。

今回、地域の実情に応じて定めることができるというふうに言われておりますものにつきましては、税額がたくさんある方については、保障ということで担保を提供する必要を定めておりました。従来、50万円以上の滞納額がある方については、担保の提供が必要になっておりましたけれども、この金額を任意に設定ができることとされました。ただし、今回は、国税の例が100万円ということで定められておりますので、いろいろ検討をさせていただきます

ましたけれども、愛知県、それから近隣市町村、どちらも国税の例に倣って同じ100万円という規定で定めさせていただいております。

実際に徴収猶予、換価の猶予が適用されますと、どういう点で有利になるかといいますと、延滞金の適用の率というのが、1カ月経過しますと、通常ですと9.1%で計算が進行いたします。ですが、この制度が適用されますと、お手元の資料にありますけれども1.8%の率で、その適用がされている期間については計算が進行するというので、納税者も有利な取り扱いが受けられるということでございます。

以上で、簡単ではございますけれども、今回の改正の内容の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） ただいま税務課長のほうから、本日配付されました資料に基づいて丁寧な説明がありました。ありがとうございます。

今回の税条例につきましては、納税者の負担の軽減を図るとか、あるいは早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、法令に基づいての条例改正であるということで、改正のポイントについては、それなりの妥当性があるのかなあと考えております。

それで、先ほども説明にあったんですが、各地域の実情に応じて条例で定めることができるということで、そのケースとして、税額が多額の場合の担保設定について、国税は100万円以上としていると。県や近隣においても同様であるということで、国税と同じ定め方をしていると、そのような説明があったわけなんですけど、そのほかには、地域の実情等に応じて独自で定めるべく検討した項目というのは他にあるのでしょうか。

◎税務課主査（小野 誠君） 今回、検討させていただいたところは、法第10条のところでの納付の方法、例えば徴収を猶予する期間の各月ごとに分納して納付する方法であるとか、第11条の猶予を受けようとする金額が先ほどの100万円というところと、あと期間が3カ月を超えるもの、その他、添付書類の申請の訂正等の通知をした日から20日という数字のところですね。等々を地域の実情に応じて定めさせていただいております。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

検討し、その部分については、条文のほうへ反映させていただけたと、そのように理解はいたしております。

それで、私のほうから、条例改正の内容については、先ほど申し上げまし

たように法令に基づいて行っているものでございますが、しかし今回この税条例、いつもそうなんですけれど、この税条例にかかわる改正文というのは大変難解になっておりますね。税条例そのものが大変難解で、なかなか読んでも理解が難しいところがあると。そういうことで、できるだけ平易にわかりやすい仕立て方をさせていただくのがよろしいのではないかなと思うんですが、そういう観点から少々お聞きさせていただきたいと思いますが、今回、この条例を改正するに当たりまして、何か参考にしたものがあるのかどうか、あるいは国や県から準則といったものが示されてきたのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

◎**税務課主査（小野 誠君）** 今回、条例を見直すに当たり、国のほうからの準則を参考にさせていただいたのと、愛知県、また名古屋市も事前に条例改正しておりますので、そちらのほうを参考にさせていただいております。岩倉市の地域の実情というところ以外は、全て準則に従って条例を提案させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

◎**委員（黒川 武君）** 御承知かと思えますけど、この間、地方分権を進めるという立場で、地域ことは地域で決めていくという視点に立って、いろいろ条例等も含めて執行機関のほうではやっていたいているものだと思うんですね。だから、全てが全て準則に頼るのではなくて、準則はあくまでも参考資料にすぎないと。そういう中で、やっぱり岩倉市としての独自性、平易な書き方をどうしていくのかと。そういうことは、やっぱり条例を制定あるいは改正するに当たっては、大変心がけていただきたいことでもあるなあと思えます。

では、ちょっと細かくなりますけど、少し技術的な面も含めてお聞きさせていただきたいと思うんですね。

第10条第1項の3行目のところに、徴収猶予（以下この節において）というふうに書いてあるんですね。これは、「この節において」ではなくて、むしろ「この条及び次条において」という書き方のほうがよりの確性があるのではないかなと、そんな私は感じがいたしたんですが、この点はどうなんでしょうか。

もう少しつけ加えさせてもらおうと、もともとこの第10条から第19条までは、市税条例の中で削除されていたところなんですよね。そこのところに、ちょうどこの第2節というのは賦課徴収の節ですので、削除されていた第10条から第19条までのところに今回の条例改正案を当てはめているわけなんです。それはそれでいいんですよね。ところが、この徴収の猶予という字句そのものが出てくるところというのは、第10条と第11条だけではないかなあと思う

んです。

そう考えると、この節全体を捉えて、「この節において」というものの書き方よりは、「この条及び次条において」というほうがよりの確性があるのではないのかなど、そんな感じがいたしたんですが、少し技術的な面にもなりますけれど、別に「この節において」が間違っているわけじゃないんですよ。第2節の中に入っているわけですからいいわけなんです。よりの確な物の書き方をするんだったら、「この条及び次条において」という言い方のほうが的確ではないのかなど、私はそんな捉え方をしたんですが。

◎行政課長（中村定秋君） 例規につきましては、担当している行政課ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

黒川議員おっしゃるように、やっぱりなるべくわかりやすく平易にということに心がけているつもりではございます。ただ、なかなか市税条例、あるいは公務災害の補償条例とか、火災予防条例とか、そういった非常に難解な部分については、どうしても参考例に頼らざるを得ない部分がございます。どちらかというところ、そういうのをそのまま使わせていただくような例が多いというところで、そのあたりは、黒川議員も十分御承知の上での御質問だと思いますけれども、今後、そういったところも一つの御指摘として受けとめて、なるべくわかりやすいということで、もしかしたら今の場合、黒川議員の御質問の形が適切だったかもしれませんが、これでも間違いはないということですので、今回はこれで御容赦いただきたいと思っております。

◎委員（黒川 武君） 例規を所管する中村行政課長のほうからも、これからは平易なわかりやすい的確性のあるものにしてきたいと、そのような御発言があったんですが、もう少し苦言も含めて指摘のほうをさせていただきたいと思っておりますが、委員長よろしいですかね、少しお時間をいただくこととなります。

◎委員長（塚本秋雄君） はい、どうぞ。

◎委員（黒川 武君） 第10条の第2項のちょうど5行目のところ、当該分割納付、または以降のところ、これを見ていくと、選択的な接続詞である「または」という言葉が4つも出てくるので、大変わかりづらい文章そのものになっているんですね。何で、この「または」という言葉を4つも使わなければならないのかと、もっと平易な書き方があったんではないかなという気はいたすんですよ。読み間違えるおそれがあるんですね、選択的用語を使うということは。

例えばこの部分は、私が考えるに、「当該分割納付の各納付期限、または当該分割納付の各納入期限及び各納付期限ごとの納付期限、または各納入期

限ごとの納入金額」というふうな字句にすれば、「または」という言葉は2つで済むわけですね。最初の「または」、その後「及び」で、次の文章は「または」ということで、「または」を4つも使う必要ない。ただ、文章が少し長くはなります。そういう意味合いでは、やはりもう少しわかりやすく工夫をしていただくことも必要ではないだろうかあとと思います。

それで、これは10条の2項も3項も4項も5項も出てくるし、第11条の1項の5号のところにも「または」が多用した形で文章がつくられておりますので、今後は少しその辺も御配慮いただき、わかりやすい平易なものにしていただければなあとと思います。

それとあわせて指摘をさせていただきます。

指摘するに当たって、最初に言うておきます。修正してくれというつもりは全然ありません。間違っていないです。合法性はあるけど、先ほど来言っているように、よりの確な書き方が必要ではないだろうかあとというところからの指摘だと思っていただきたいと思います。

例えば、第11条の1項の1号ですね、(1)の中で、「徴収金を一時納付し」と、ここで徴収金が出てくるんですね。これはどこの徴収金かはっきりしないんですよ。それで、同じ第11条の第5項の第1号、(1)を見ただくと、ここでは「市の徴収金」と言っているんです。だから、そういう意味合いでは、先ほど申し上げたところについても、「市の徴収金」と言えば、それはもう岩倉市の徴収金だということがわかるわけなんです。これを当然自明の理のように、市税条例で定めるから、あえて「市の」という言葉は入れなくても徴収金だけでもわかるだろうというのは、少し私はいかななものかなあと。

やはり条例文である以上は、そこのところはもう少し的確な字句の使い方が必要ではないだろうかあとというところで、同じ第11条の中でも、整合性がとり切れていない部分もあったり今回はするということと、それと1つ、同じ第11条1項の第3号のところに、当該猶予の「当該」という言葉が出てきますよね。この当該という言葉の使い方というのが少しやっぱり慎重に考えないと、確かに前段に関係する言葉があって、同じ言葉を重複して述べるよりは、「当該の」と言ったほうがわかりやすい場合もあるんですが、じゃあこの第11条1項第3号でいう「当該」というのは何を指しているのか。ちょっとそこのところをお答えいただいてもよろしいですか。

いいです。多分わかってみえるけど、お答えしにくいだけなんです。私のほうからいくと、この「当該」という意味は、徴収のという意味なんです。徴収の猶予という意味合いなんです。当該猶予というのは、別の言葉で言

いかえれば、徴収の猶予という言い方なんです。だから、ここの第3号は、次の第4号もそうなんだけど、当該猶予という言葉を使うんじゃなくて、徴収の猶予としていけば、それはそれでわかりやすい言葉なんですよね。

いろいろ上げつらえば切りがないもんですので、本当にまだまだ言い出せば切りがないけれど、そんなふうで、私は今回ここで言いたかったことというのは、最初に申し上げたように、条例文というのは、市の、言ってみれば法規文でもあるわけですから、やはりよりの確でなければならぬし、また市民の方がごらんになられても、わかりやすいものでなければならぬだろうと。そういう立場から、今回あえて申し上げさせていただきました。

この委員会は、まさに例規審査の場ではございませんもんですので、私はこれ以上のことは申しません。今後とも、条例にしても、規則、あるいはそのほか規定、要綱等にしても、きちっともって精査しながら、市民の皆さんが見てもわかりやすいような条文の作成に努めていただきたいと、そういうことを苦言も含めて、意見として申し上げておきたいと思っております。

委員長、ありがとうございます。以上でございます。

◎委員長（塚本秋雄君） 今の黒川委員からの苦言・提言について、当局一言。

◎行政課長（中村定秋君） 今の黒川委員からの御指摘を十分に受けとめて、なるべくわかりやすい、あるいは的確な条文の作成に努めてまいりたいと思っております。

◎委員（鬼頭博和君） 換価の猶予について、ちょっと基本的なことなんですけれども、お尋ねしたいと思います。

今、御説明があったんですけれども、事業継続、生活維持困難、これはわかるんですけれども、②のほうの猶予することが徴収上有利というのがあるんですけれども、これはどういう場合なんでしょうか。

◎税務課主査（小野 誠君） ②の財産の換価を猶予することが、その換価をすることに比べて徴収上有利ということは、例えばその方の事業をする上での差し押さえをすると、事業が困難になってしまうときに、それを差し押さえずに猶予して、その間に納付していただくことのほうが徴収上有利というときに判断させていただくものになります。

◎委員（鬼頭博和君） そうすると、1番とは関係はしているんですか。1番に事業継続というのがあるんですけれども。

◎税務課主査（小野 誠君） 1番のほうは、実際、例えば差し押さえをしたいものを換価する、お金にかえるということをせずに事業継続をしていただくもので、あらかじめ例えば財産が見つまっているものを差し押さえせず

に猶予する場合と2種類ありますので、その使い方です。

◎委員（鬼頭博和君） わかりました。ありがとうございました。

◎副委員長（榎谷規子君） 今回の条例改正で、延滞金がついて、その進みが遅くなったというメリットができたということで、もちろん税というのは、納付期限までにきちんと納めるのが原則ですが、やむにやまれぬさまざまな理由のために納めることができずに、督促状が来て膨らんだという方もいろんな状況の中で見えますので、大変いいことだなと思っているんですが、附則の1条で、28年4月1日からの施行で、括弧で徴収猶予職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置というふうにあります、この附則の1条の意味はどう捉えたらいいんでしょうか。

◎税務課主査（小野 誠君） こちらの経過措置のほうなんですけれども、施行日が28年4月1日施行ということになりまして、28年4月以降に申請されるものに対して適用するということになりますので、それ以前のは従前の例によるということで、今までどおりの運用をさせていただくということが明記されております。

◎副委員長（榎谷規子君） ということは、施行する28年4月1日以前に持っている、まだ納め切れない部分については、延滞金の率とかはそのままでということになるんですね。

◎税務課主査（小野 誠君） 28年4月以降に申請されるものに適用するのは、換価の猶予のほうになりまして、納税の猶予に関しては、申請時に滞納されている金額というふうになりますので、28年4月以降に申請されても、過去の分の滞納を含めて分納計画を立てるということになります、換価の猶予に関しては、4月1日以降によるものになります。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第78号「岩倉市税条例等の一部改正について」の賛成の委員の挙手と求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第78号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第79号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 本会議のほうでも質疑があった件で、済みません、もう一度確認したかったんですけど、資産割と均等割のところがいいんですが、県内の順位で、資産割が2番目というのは、率の低さが2番目ということで、均等割は22番目の高さであるというようなことで理解したんですが、この県内の順位について、いま一度教えていただけないでしょうか。

◎委員長（塚本秋雄君） ちょっと暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（塚本秋雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

お手元に配りました資料も参考にしていただき、梅村さんの質問に対して答弁よろしいですか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） ただいまの御質問ですけれども、資産割につきまして県内2位というのは、税率が高い順から2位という順になっております。均等割についても、金額によつての順位になっております。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいまお手元に資料を配付させていただいておりますが、まず一覧表になっておりますのは、本会議で御説明をさせていただきましたモデルケースについてを資料としてまとめさせていただいたものです。また、平成27年度の国民健康保険税率の状況については、国保援護会のほうでまとめた資料ということで提出させていただきましたので、よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 今、資産割が高いほうからという御答弁ですけど、計算すると、資産割の額が高いほうから2番目ということでよかったですでしょうか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 税率ですね。資産割がただいま46.5%ということですので、そちらの税率が高い順位ということですよ。

◎委員（梅村 均君） 6月議会のほうで、いろいろ低所得者に対する、2割とか5割の拡大があったんですけど、低所得者に対する軽減措置の拡大があって、そのときに限度額については、今回はさわりませんよというような

答弁がありました。それで、12月にはまたその案は出したいというようなことでありまして、限度額についてはいいんですが、この資産割、均等割を今回改正するに至った経過というんですか、その辺の理由を少し教えていただけないでしょうか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 今回の改正につきましては、国民健康保険特別会計の健全化、また税負担の適正化の観点から、国から示されている基準に近づけていく必要があるために、税率等の改正を行うものです。本市の場合は、現状では他市と比較しましても資産割が非常に高く、県内38市中、先ほども申しましたが、第2位ということになっております。資産割は、現在45%を超えている市は、県内で本市を含めて3市のみとなっております。また、県下の動きとしまして、資産割をなくしていく方向で見直しを検討している自治体が多くなっております。よって、今回、税率を国の基準であるものに近づけるために改正をさせていただくこととなっております。お願いいたします。

◎委員（黒川 武君） よくお年寄りの方からお声を聞くというのは、やはり資産割は高いといった声をよくお聞きするんですね。それで、お年寄りの方の収入というのは、本当に年金収入になってしまうと。それで、固定資産を持っているため、担税力があるとみなされて、そのところでの比率が高いというところのお声はよくお聞きするんです。そういう意味合いでは、今回、応能、応益の比率を改善していただくというのは、それはそれで結構なことではないかなあと思うんですが、では今後、それをどのようにしていくのかと。国の基準に先ほど近づけていくということだったんですが、国の基準はフィフティ・フィフティですよ。

しかし、平成30年度をめどに、国民健康保険税そのものが広域行政化されると、県へ移管されると。そういう方向性があるならば、それに向けて、この比率をどのように今後調整をかけていくのかと。その辺のお考えを少しお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 平成30年度の広域化によりまして、まず県が財政運営の主体となり、県下市町村ごとの医療水準及び所得水準を考慮し、国保事業納付金を決定するとともに、保険税につきましては、市町村ごとの標準保険料率を算定し、公表することとなっております。市町村は、この標準保険料率等を参考に税率を定め、賦課徴収し、納付金を納めることとなります。平成29年度には、標準保険料率が示される予定です。保険者としましては、保険税率の検討も必要なことから、できるだけ早い時期に示されるよう、ただいま要望をしているところでございます。

◎委員（黒川 武君） 平成29年度に、標準保険料率が示されるということですが、それに向けての県の考え方についてはどうなのでしょう。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 県の考え方としては、まず国から方針を示されたものを受けてということにはなりますが、まず国の考え方といたしましては、先ほども御説明をいたしました。所得水準、医療水準を見た上で決めていくということで、その方針は決まっているところです。

所得水準、医療水準を見た上での前に、まずは応能割、応益割については同じ割合、50対50で賦課していくものということが定まっておりますので、まずそこは基本としてある。その上で、所得水準、医療水準を踏まえた上で標準保険料率が決まっていくということで、国の方針に基づいて、県のほうもまた各市町村ごとに示してまいりますので、そこに合わせるためには、まずできる限り、30年度に向けて国の基準に合わせ、また示されたものに対して、30年度についてはまた税率等の見直しをしていきたいと、そのように考えております。

◎委員（鬼頭博和君） 今回の改正で、資産割の税率が安くなって、均等割のほうがちよっと高くなっているんですけども、一般市民の感情として、この国民健康保険税が増額になる方が多くなるのか、それとも減額になるのか、現状とそんなに変わらないのかということをお教えいただきたいんですけど。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 資産のない方については上がっていくこととなります。資産のある方については下がるということになりますが、持っておられる資産の額によって変わります。資産の少ない方については、下がない方もあるかとは思いますが、ただ、分析といたしましては、資産のある方のうち、7割の世帯は保険税が下がるというふうに見込んでおります。また、資産を持っていらっしゃる方の所得階層を分析しましたところ、200万以下の方が約7割ぐらいおられます。そういったところからも、所得が少ないんですけども、資産を持っている方、その方に対する負担軽減が図られるのではないかと、そのように考えております。

◎委員（鬼頭博和君） 資産がない方に関しては、多少増額になるということではよろしいのでしょうか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 資産がない方で、また所得のある方はもちろんですけども、所得のない方でも、1人当たり増額にはなる計算になっております。

◎副委員長（梶谷規子君） 資産割がない方というのは、さきのモデルケースのところでもあるように、国保加入者の60%が資産割がゼロの方というこ

とで、岩倉では半分以上、60%を占めているわけなんですよね。もちろん、先ほどの答弁にあったように、資産割があっても所得が200万以下の方が7割もいらっしゃるといことで、資産割があっても7割の方たちにとっては、今度の国保の改正が大変減額になるわけですが、岩倉で資産がゼロの国保加入者60%の方が大変重くなる。それも、今度は均等割が上がるということで、国保加入者は子どもさんがいる世帯が少ないとはいうものの、子ども1人についても、この均等割はしっかりかかってくるわけですので、掛ける子どもの人数という形で。本会議でもそのことを言ったわけなんですけど、子どものいる家庭、低所得者に人たちにとっての増額というのが大変大きいものじゃないかと考えます。

モデルケースで、ここ2つあるんですが、200万ぐらいの世帯で所得割にかからないぎりぎりの世帯で、資産割がゼロの場合、どれぐらいの値上げになるかというところはわかりますでしょうか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 100万円というのは、例えば給与収入額で100万円の場合なんですけれども、1人世帯の方ですと、年税額で約2,900円の増額ということになります。

◎副委員長（榎谷規子君） 軽減されないところのぎりぎりの人でということ。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） そうしますと、給与収入額が200万円の方、この方は所得が122万円になるんですけれども、こういった方ですと、年税額が約7,600円増額ということになります。

◎副委員長（榎谷規子君） 今の7,600円増額というのは、子どもさんがいない場合ですか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） はい、そうです。

◎副委員長（榎谷規子君） 子どもさんが1人、2人、3人というところ、プラス5,000円ずつぐらい上がるという計算になりませんか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 世帯人数別で計算した結果なんですけれども、例えば親御さん、お父様、お母様、それからお子様が2人の場合、4人世帯になります。こういったところは、資産がゼロのときに、介護がなしの場合なんですけど、年税額で大体1万7,000円ほどの増額になります。御両親が40歳以上の場合は、約2万3,000円ほどの増額という計算になります。

◎副委員長（榎谷規子君） 40歳以上、2万3,000円増額、1万7,000円増額というのは、子どもさんが2人の場合と言われた。

なので、非常に資産割がない、岩倉の場合60%の人たちが、子どもさんがいる家庭では、本当に2万円以上もの増額になってしまうということは、非

常に値上げ幅が大き過ぎるとは思われませんか。子どもさんのいる家庭はどれぐらいいらっしゃることになりますか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 資料の確認をいたしますので、お時間をいただけますか。

◎委員長（塚本秋雄君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（塚本秋雄君） 休憩を閉じて再開をいたします。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 国保の持っている資料では、子どもさんがいる世帯、いない世帯ということでちょっと把握はしておりませんが、3人世帯、4人世帯ということで数字を御報告することはできます。3人世帯ですと、加入世帯のうち約8.3%、4人世帯ですと3.7%になっております。

お子様の加入者の人数なんですけれども、こちらは平成26年度の数字なんです。19歳以下のお子様ということであれば、約10.9%がお子様の加入人数になっております。

◎副委員長（榎谷規子君） 岩倉の場合の子どもさんがいる世帯というのが約1割ということで、全体の中では非常に少ないわけですが、届いている声として、やはり岩倉の中で店を頑張って続けようと思うけれども、国保が高くても現在でも言われている方が、この均等割を値上げすることによってどれだけ上がってしまうんだろうという非常に危惧をしております。やはり、一般の医療保険のように、会社が半分持つところの医療保険の場合は、子どもが1人ふえたからといって、その分が保険料にはね返ってふえるということはないわけですので、一宮市のように、均等割の中で、子どもさんの分を減免措置、軽減措置をしてもらえるように今後強く望んでいきたいと思いますが、そこら辺の検討はされたんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回の改正に伴って、今、榎谷委員がおっしゃいました減免についての検討は行っておりません。低所得者の方に対しては、基本的には所得に応じた区分の税率で税額を算定しております。

また、応益割につきましては、所得の少ない方については軽減制度がありまして、その対象となる所得も見直しがされているところでございます。

離職や病気によって収入の下がる世帯については、その救済措置として減免制度を実施させていただいているところです。減免制度につきましては、平成26年度に、所得区分をそれまでの3区分から9区分に細分化し、区分によっては、子どもの均等割も半額にするように改正をさせていただいたところでございます。

平成25年度19件でしたが、改正後の平成26年度は34件、そのうち、子ども

の均等割半額の対象であった世帯は9割といった状況でございます。今のところ、減免を拡大する予定はありませんが、現状、医療給付費が多く伸びている中、被保険者の負担がふえないように、今後も医療費の適正化、または収納率の向上を図って、収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎副委員長（榎谷規子君） 議案第79号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の討論をいたします。

国民健康保険は、健康保険や共済保険などの被保険者保険に加入していない労働者の人たち、農林水産業、自営業、退職者、無職の人などを対象にした日本で一番大きい医療保険制度であります。国民健康保険法には、社会保障と国民保険の向上に寄与すると書かれており、国の責任で国民に医療を保障する制度だというふうに明記されております。

今度の一部改正については、国の基準に近づけるようにという改正であります。資産割を引き下げたことについては、岩倉が県下で高い資産割の税率であること、資産があっても所得が200万円以下の方が7割もいらっしゃるという現状の中、大変有効な引き下げだとは思いますが、しかしながら、国が国民健康保険税の算出方法を公平という名のもとに、応能割と応益割の比率を5対5にするように市町村に指導を強めている中、今回均等割の金額を引き上げたということではありますが、このことにより、低所得者の人たちほど保険税の負担が重くなるということが大変市民にとって大きな負担増となることに対して賛成するわけにはいきません。

均等割は、子どもさん1人についても、1人頭掛けるところのという税率であります。この均等割の引き上げというのは、岩倉が子育てしやすいまちナンバーワンと掲げている岩倉市政にとって、大変大きな問題ではないでしょうか。国保加入者の中で、子どもさん、19歳以下の方が約1割、10.9%ということをおっしゃいましたが、その1割の方たちで資産割が少ない人、ない人については、均等割を引き上げたことによって、大変な国保税の引き上げになってきます。今回の一部改正については賛成するわけにはいかないということで、反対といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 議案第79号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正

について」の賛成討論を行います。

この国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険特別会計の健全化及び国民健康保険税の負担に関する公平性を確保するため、またこの先の国民健康保険の広域化に向けての国の基準との乖離を改めておくという考え方により、保険税の税率や賦課限度額の引き上げなどを含め、総合的に検討されたものとなっております。

以上の理由から、国民健康保険の運営上、必要なこととして、議案第79号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第79号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」の賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第79号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして次に入ります。

議案第80号「岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 地域交流センターの設置ということで、今後、地域交流センターとしてのどのような利用があるか、その見込みみたいなものをお聞かせいただけないでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 地域交流センターポプラの家に、第五児童館のほうがかわっていくことによりまして、より地域の方にこれまでの児童館単独の事業とは違いまして、地域とのつながりがより強くなるような事業が展開されていくものだと思います。また、地域の皆様がいろんな活動に利用していただけるような内容となってくると考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

では、少し細かいところでお聞かせください。

地域交流センターが市内に、くすのきの家、みどりの家とありまして、金額等も比較されたということでございました。まず、お部屋の間取りとしては、工芸体験室というものが、この2つと比べるとなかったんですけれども、このあたりは何か理由があるんでしょうか。スペース的なものだったのでしょうか、そのあたり何か理由がありましたらお聞かせください。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） ポプラの家に関しましては、児童館としての建設でできた施設でありますので、工芸室という部分での設定はございません。よろしくお願ひします。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

もう1点ですが、調理室の使用料につきまして、ポプラの家の設定が少し高いようでございます。そのあたり何か使用料を決める上での経過、理由等ありましたら、お聞かせ願ひします。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 地域交流センターの場合は、光熱水費と、係る経費と、あと部屋の平米数から算出されているものであります。また、みどりの家とかくすのきの家の光熱水費等の実績から出させていた部分がありますので、そこら辺をポプラの家のほうは参考にさせていただいて、面積比のほうで算出させていただいています。また、現在、第五児童館の調理室に関しましては、調理台等も数が多く設置してありますし、また広い形での皆さんの御利用がしていただけるのではないかと考えております。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 実は、先ほども館長から話をさせてもらいました面積に応じた形ということ。ちなみにいいますと、みどりの家は38.4平米、調理室がですね。くすのきの家は33.82平米、ポプラの家のほうが少し大きくて53.42平米ですので、そうした形で料金のほうが高くなっているということになっていきますので、よろしくお願ひします。

◎副委員長（梶谷規子君） 地域交流センターは、みどりもくすのきも一応火曜日が休みということになっておりますが、休館日としたら、今度のポプラも火曜日になるんでしょうか。児童館機能も持ち合わせるということにおいては、火曜日は開くということになりますが、どのような状況になりますでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 地域交流センターといたしましては、休館日は火曜日という設定になりますが、火曜日は児童館として開設しております。

◎副委員長（梶谷規子君） 児童館として開設するときには、きちんと児童厚生員がいらして、日曜日についてはシルバーに管理委託というような形に

なるんですか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 児童館としましては、9時半から6時までの開館となります。地域交流センターは、9時から開設しますので、その前はシルバーの開設となりますし、6時から午後9時半まではシルバーさんに入っていただくこととなります。日曜日に関しましては、朝9時から夜の9時半までシルバーさんが入ることとなります。よろしくお願いします。

◎委員（梅村 均君） 1点だけお考えをちょっと参考までにお聞かせください。

図書室物語部屋というのがあるんですけど、ここの机や椅子というのは、やっぱり小学生ぐらいに合った大きさのものが置かれているんでしょうか。ほかの部屋を使えばいいという考えもあるんですけど、こういう図書室物語部屋も、例えば今後中高生が利用するんじゃないかとか、大人もひょっとしたら使うんじゃないかとか、そういうことを考えると、こういう机や椅子なんていうのも少し検討することも必要なのかなあということを感じるわけではあります。現状どうなっているかと、机、椅子の大きさについては、今どんなお考えでいらっしゃるかをお聞かせください。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 第五児童館の物語部屋は、学童保育室に使っているような学童用の椅子、机とは違いまして、図書館を想定していますので、そういった高さの机と椅子が入っております。ただ、今後、中高生の皆さんとか大人の方が利用される中で、御不便というような状態がありましたら、状況を見て、また考えさせていただくことになると思います。よろしくお願いします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第80号「岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第80号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして次に移ります。

議案第81号「岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 1点だけお願いいたします。

本会議でも質疑がございました。お地元の要望をいただきながら、代がえの場所を考えていると。そんな本会議の答弁であったと思うんですが、現在の進捗状況、大体どのような場所を想定し、現所在地元と調整に入っているのだろうと思いますけれど、その状況の説明をお願いいたします。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 場所として、ちょっと今図面を用意しておるんですが、配らせていただいてもよろしいですか。

◎委員長（塚本秋雄君） 皆さんよろしいですか。

じゃあ場所の図面の配付をお願いいたします。

（資料配付）

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ続けて、答弁誰ですか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 児童遊園の移転先の設置については、地元から強い要望があったため、地元で代がえの候補を探していただくとともに、市のほうで近隣で心当たりを探したところ、無償で貸していただけることになりました。移転先としましては、地図をお持ちだと思いますが、青いところが今あるところになりますけど、赤い部分のちょっと南のほうの近隣になります。面積としては、少し小さくはなりますが、こちらのほうで今移転先を決めさせていただいております。開設に当たりましては、平成29年4月を目標として実施していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 少しスケジュール的なお話ということですので、補足説明をさせていただきます。

今回の条例の改正と、あとまた別に補正予算ということでも一部費用をお願いしておるところでありますけれども、現況の施設の撤去に關しての部分、3月前に行いまして、並行して実施設計の委託をしていくということであり、また並行して、2月以降、農地転用の関係を進めてきまして、大体来年の8月ぐらいから工事に着手ができるんじゃないかと。そして、先ほど課長が申しましたように、29年度から供用開始をしてきたいというふうに考

えておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第81号「岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第81号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 当局の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 今回は、マイナンバー制度の中にいち早く介護保険の関係が入るということで、個人番号に対応できるようにするということがあります。今年度から改正、私たちは改悪と思っているんですが、改悪されたような、施設に入所する低所得者の人に対して、食費、居住費の負担を軽減するための制度の補足給付に対して、預金などが1,000万円、配偶者があれば2,000万円以下の人たちで、配偶者も非課税世帯という要件が加えられたために、金融機関に対する残高証明などの提出もしなくてはならないと義務づけられたという非常に許しがたい内容だと思っているんですが、そういったことも、今回マイナンバーに対応できるようになると、市のほうで残金などを調べられるようになるとか、そこら辺なども容易にやれるようになるということなんですか。

◎長寿介護課長（山北由美子君） マイナンバー制度につきましては、今回は、当初、行政機関の認定の利用ということでの制度が開始されるというふうになっておると聞いております。将来的には、国のほうでは、金融機関におきましてもマイナンバーの提示を求める等のことを今後見直しの中で、何

年か後に順次検討がされていくということも聞いておりますが、当面は介護保険制度の中の補足給付の申請におきまして、個人番号を活用して金融機関へ照会するという事はないという状況でございますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（榊谷規子君） この介護保険制度がマイナンバーに対応できるようにするという事で、これからケアマネジャーの方や介護サービス事業者の方たち、いろいろ小さいサービス事業者なども、個人番号に対応できるような仕組みをつくっていかなければならないということになりますが、そこら辺の状況はどう把握していらっしゃるでしょうか。

◎長寿介護課長（山北由美子君） 介護保険事業者につきましても、マイナンバーを取り扱うことということになっているということでございますけれども、事務の内容といたしましては、従業員等に係る税務関係の申告書に提出に際し、個人番号の関係事務を行っていくということとか、従業員等の給与、福利厚生の一環で行う雇用保険に係る事務の作成に当たり、個人番号の提示を受けていくということになっているということでございますので、お願いいたします。

◎副委員長（榊谷規子君） サービス事業者とかが介護保険の事業者の従業員の場合の、今おっしゃったんですが、サービスを受ける方がどんなサービスを受けるかという、これからケアプランをつくるか、そういったときにも、受けられる方の個人番号に対応できるようにするという事になると、今後、情報流出などの危惧もしてしまうわけなんですけど、そこら辺が大丈夫かというところで、サービス事業者の対応がどうなのかと考えるんですが、どうでしょうか。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） 今、榊谷委員さんから御質問のありましたケアマネジャーさんが利用者のサービスの提供のためにケアプランを作成するためには、個人番号を使うということにはございません。

◎委員（梅村 均君） 参考までに、また1つ教えてください。

申請の期限が拡大というか、遅くなることで、利便はよくなるというところでございます。その反面、行政側としては少し大変になるのかなという気もするんですけど、こういうものというのは、マイナンバー制度ができるからやれるものなんでしょうか。それとは全く関係なく、市民への配慮でできていくものなんでしょうか。マイナンバー制度とこの期限の変更の絡みをちょっと教えていただけないですか。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） 今、御質問のありました徴収猶予と減免の申請の期間の延長については、マイナンバー制度とは関係なくて、市が独

自で条例を定めるに当たって期限を決めるということになっております。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎副委員長（榎谷規子君） 議案第82号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、反対の討論をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、その一部が平成28年1月1日に施行されることに伴い、個人番号に対応ができるようにすることと、岩倉市税条例の規定に準じて減免申請を納付期限前7日から納付期限までに改めるということでの改正ということではありますが、介護保険料の減免を受けようとする人に対して、非常に利便性が高まる、納期限までやれるようになるという説明を受けているものではありますが、この介護保険の制度そのものをマイナンバー、個人番号に対応できるようにすることというのは、非常に問題点をたくさん感じているところでもあります。

日本年金機構の個人情報流出事件が明らかになって、事件の全容も究明されていない中でのマイナンバーのスタートということにも非常に心配がありますし、預貯金の口座番号とマイナンバーを結びつけることができるということが2018年1月からということでは言われている中、今後、減免制度や保険料の問題などもどんどん減免制度が受けにくくなる、保険料の徴収が強化されるという方向に結びつけられていくのではないかなあという危惧をするわけでもあります。

情報の漏えいや不正利用などによって、個人のプライバシーなどが一度侵害されると、拡散した情報を全て消去、修正することは困難で、その回復は容易ではないと言われていています。利用拡大が進めば、不正利用や情報漏せつの危険性が高まるということが避けられないというマイナンバー制度に反対する立場から、この介護保険条例の一部改正ということに反対といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 賛成討論はございますか。

◎委員（梅村 均君） 議案第82号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成討論を行います。

本議案は、マイナンバー制度が始まることによる改正で、内容は介護保険料の徴収猶予及び減免の申請において個人番号の規定を整備するものや、申請期限を納付期限7日前までから納付期限までに、また災害やその他やむを

得ない理由によっては延長も可能といったことに改めるものであります。マイナンバー制度にのっとった事務を進めていく上で必要な改正であり、また市民の利便に配慮したものとするための一部改正であることから、本議案に賛成をいたします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにはありませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第82号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第82号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、付託された当局議案は終わりました。続いて請願の審査に入ります。時間的に11時半ですけれども、若干入られるところまで入りたいなと思っております。

請願の審査に入る前に、事前に委員長のほうから、請願の関係の請願者が当局に対してアンケート、回答を求めている部分がありますので、委員の皆様方に事前に配付させていただきたいと思っております。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（塚本秋雄君） 休憩を閉じて再開をいたします。

請願第9号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 紹介議員の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の仕方なんですけれども、紹介議員に対するか、当局に対する質疑なのか、議員間討議に入るか、そこら辺いかがいたしましょう。とりあえず質疑ということで、お手元に配付させていただいたのは、去年の12月も同じように、同じ項目で請願が出ております、愛知自治体キャラバンから。ことしも出てきて、当局のほうに事前に交渉されまして、回答を得ている同じ議会にも出てきているところの項目のところは回答という欄があると思っておりますので、それは参照していただき、同じことを聞いてもらっても構いませんけれども、質疑をしていただければ結構かなと思っております。とりあえずは質疑を続

けたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） このたびは、委員長の御配慮によりまして、こういった資料をいただきました。ありがとうございます。また、当局のほうも的確に文章を作成していただきまして、ありがとうございます。請願をできるだけ理解しようと努めておりますので、その一助になればと思います。本来だったら、陳述人の方がお見えになりまして、本当にその方にお話を聞きながらいろいろお尋ねするのが本来かなと思うんですが、いろいろ諸の事情があって、そういうこともなかなか難しいのかなということでございます。

それで、ちょっと一番、私関心があるのは、特別養護老人ホームへの待機者のこと。これは、よくお年寄りの方にも聞かれたりするので、このところを少しお聞かせいただきたいと思います。

(2) 基盤整備の中の①ですね。特別養護老人ホーム待機者を早急に解消してください。回答としましては、平成28年4月に1カ所80床が開設予定でということ、これは一期一会荘の、あれは最近名前がついたんですかね、花むすびですか、そんな名前がついたかなあと思うんですが、これに期待をかけるお年寄りの方も見えるだろうと思います。

それで、現時点での待機者の数と、来年、28年4月1日に花むすびが開所された後、どの程度解消されていくのかと、その辺の利用の見込みをお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） 特別養護老人ホームの待機者数ということで、今ちょっと手元にある資料の数字なんですけれども、2015年、今年度の7月現在ということで94の方が待機されているという状況であります。開所に向けてということですので、今度の新しい特別養護老人ホームは80床ということになりますので、おおむね解消の方向になるのではないかとというふうに思います。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにございませんか。

たくさん幅広いですけど、特に区切ったほうがいいのか、しないほうがいいのか、全体でいいと思いますけどね。国と愛知県と広域連合に関することは、あくまでも当局の考え方ですので、議会は議会という考え方で何かあれば言っていたいただいても構いませんけど。

紹介議員のほうから、委員さんに説得するような発言はありますか。

◎副委員長（榎谷規子君） 愛知県内の市町村に直接出向いて、一つ一つの介護、福祉、医療、子育てなどの施策をそれぞれの市町村でどうなのかお聞きする中で、やはりどの自治体も住民の立場に立って施策ができるように、

県内の状況を見ながら、自分の自治体はどうかというところで、非常に努力をしていただいた結果が市民の福祉、市民生活にとって非常に施策が充実して、有効な状況になっていると考えます。

そういった中で、より施策拡充に向けて、また国や県に、より社会保障の予算をふやしてもらうように要望していくことというのは、非常に大事なことだと考えます。特に、岩倉市議会でも全会派一致で福祉医療の分の国への意見書、4番なんかは国庫負担金が削減されているということで、子どもや障害者、高齢者に対して福祉医療制度をやって、市民には非常に喜ばれている制度であるのにもかかわらず、国が窓口で無料でやっている自治体に対して、独自助成制度を伴う医療費の波及分が非常に増額しているということで、ペナルティーを科しているという問題については、減額措置をやめてほしいということで、岩倉市議会でも意見書を上げているところだと思うんですが、改めてまた上げていくことも大事なかと。

愛知県への意見書で、福祉医療制度の問題では、愛知県は非常に誇る福祉医療制度だと思うんですが、県の財政難ということで、ひとり暮らしを削減したんだかな、それを岩倉市は県の削減分も独自で見てもらっているわけですが、県が常に削減の方向を持ってきても、県内の自治体はそれを拒否している状況で保っている状況だと思うんですが、やはりこの福祉医療制度は守ってほしいということ、守り、拡充を求める意見書なども上げていくということもしていければなと思っていますところですよ。

◎副委員長（榎谷規子君） 1点、そのことで当局に聞いていいですか。

福祉医療について、県はまた削減するとかいう方向とか、そういう議論とか、また今あるんでしょうか。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 福祉医療につきましては、愛知県は限られた財源の中で持続可能な制度とすることが課題であり、福祉医療制度が当面は維持できるようにしたい。また、全国一律の制度となるよう、引き続き国に対して要請していくとの考え方を示しています。ことしの10月には、全国知事会、市長会、町村長会の地方3団体が国に対し、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求めて意見陳述を行っているところですよ。

◎委員（梅村 均君） 6番の子育て支援などについての③番の学校給食で、少し現状をお聞きしたいんですけど、ここにある給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてくださいという、給食が食べられない子って実際岩倉市はいらっしゃるんですか。

◎学校教育課長（石川文子君） 岩倉市においては、給食費未納のため食べられない子はございませんので、よろしくお願いします。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

もう1点、この給食費無償化については、学校給食法にのっとってやっているのに、無償化することが難しいように思えるんですけど、ただほかの自治体だと無償化されていることもあったりして、法律違反になるのか、その辺はやろうと思えばやることも可能なんではないでしょうか。もし、そのあたりちょっとわかりましたらお願いします。

◎学校教育課長（石川文子君） 無償化している自治体もございますので、法令違反ということではございません。法令であるのでできないというわけではなく、一般質問でもございました財源的に、学校給食費を全て無償にするには1年間で2億かかるというところなので厳しいという状況でございますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） なければ、特に議員間での意見交換はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） なければ、質疑を終結してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 請願第9号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」に対する反対の討論を行います。

少子・高齢化社会が進展する中で、介護、福祉、医療などの社会保障の施策のますますの拡充は、国民の求められるものであり、国・県、地方自治体においても、国民福祉に努めなければならないものとして、重要な責務を負っているものと認識しているところでございます。

今回の請願項目は多岐にわたっており、介護、保険、生活保護、市税の徴収、国民健康保険、福祉、医療、子育て支援、障害者、予防接種などの制度の充実に関する要望、また消費税増税中止などの数々の意見書提出に関する要望などがあります。これらは全て国民の生活に係る重要な課題を含むものと考えていますが、一方、これらの要望等を実現するための財源については言及されておりません。また、国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括支援システムを構築するところを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、

介護保険法等の関係法律について、所要の整備等が行われております。

以上のことから、責任を持って、本請願に係る要望及び国・県等への意見書を提出することは適切でないと考えられるため、反対といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） 賛成討論はございますか。

◎副委員長（榎谷規子君） 請願第9号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」に賛成の討論をいたします。

この請願書は、先ほど申しましたように、愛知自治体キャラバン実行委員会が社会保障、福祉、医療、子育てなどにかかわるさまざまな団体で実行委員会をつくり、愛知県内の自治体に対して、市民生活にとって安心して生活ができる社会保障をと要望をしてきた内容であります。住民の命と暮らしを守っていくということは、地方自体の責務であります。国において、今、社会保障の削減が言われ、住民の負担増がふえる中、大変生活が苦しいという人たちがふえています。そういった中で、一旦病気になると、一旦介護状況の重い人が家族にふえると、医療難民、介護難民と言われる人たちがあられ、大変な生活を余儀なくされている人たちがいっぱい見えます。

そういった中で、この介護、医療、福祉など社会保障の施策の拡充を掲げる請願は、一つ一つしっかり市議会としても受けとめ、施策の拡充のために、また国や県に対して、しっかり政策拡充の市民の声を上げていくことが必要だと考えます。よって、この請願に対して賛成といたします。

◎委員長（塚本秋雄君） ほかにないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） 討論を終結し、採決に入ります。

請願第9号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（塚本秋雄君） 挙手少数であります。

採決の結果、請願第9号は賛成少数により不採択にすべきものと決しました。

続いて、ほかに文書表のとおり、陳情が5件、本委員会に送付されております。陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） 特になければ、聞きおくということで、各委員さんにおいては熟読していただきますよう、お願いするということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君）　じゃあしっかり勉強してください。よろしくお願
いいたします。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長にお一
任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

時間が来ておりますので、続いて厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審
査等ありますけれども、午後に回したいと思いますが、御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君）　じゃあここで休憩をいたします。

当局については、午後の部は協議会の関係の部署、教育こども未来部だけ
でよろしいかなと思います。あとは仕事のほうへ戻っていただければいい
かなと思います。よろしくお願ひします。

これで休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

（休　憩）

◎委員長（塚本秋雄君）　それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とし
ます。

委員会を開いておる間、当局のほうはしばらく、申しわけないですけど、
聞いておってください。

お手元に配付されております閉会中の継続審査申出書、9月29日の9月議
会に出させていただきます。期間が12月までの数少ない中での積極的な研
修、あるいは視察ありがとうございました。12月の定例会が区切りという議
会運営委員会の取り決めになっておりますので、再度、継続中の審査事項
とするならば、項目を残して、議長宛てに出すという形になるかと思いま
すので、特にそのことでの議題にしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君）　それじゃあお手元の継続中の申し出審査事項につ
いて、若干説明をさせていただきます。

1番目の市民部の所管に属する事項について、戸籍及び住民登録に関する
ことについては、特にこれはマイナンバーの厚生・文教常任委員会の関係で
す。まだまだこれは進行中でありまして、残しておきたいという委員長の
考え方でありまして、まだまだ研修、勉強しないとなかなか難しい部分があり

ます。きょうも、いろいろマイナンバーの関係の質疑もありましたので、これは残しておきたいなと思っております。

2番目の健康福祉部及び福祉事務所の所管に属する事項について。

1番目、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関することについては、特に幅は広いんですけれども、きょうの委員会の中での発言がありましたけれども、請願の中で、特別養護老人ホーム一期一会が来年竣工します。それがオープンするまでということで、この項目を残して、その施設を見に行くと。見に行ってお話を聞いてくるという形をとりたいと思っております。

竣工式が2月18日、2月19日と20日が内覧会、内覧会は10時から15時までだそうです。市の広報に、何月号か知らないけれども掲載されると聞いております。一期一会荘の人に聞きますと、別に厚生・文教常任委員会の方が来られるならば、内覧会じゃなくて、その前でも説明はよしと。ただ、竣工式ぎりぎりになるかもしれないけれども、備品の納入は完全にはそろっておりませんと。ただ、もうこの12月で工事が終わって引き渡しをされておりました、今大変なのは、いわゆるそこで働いてくれる人の募集をかけているところで苦勞をされているそうです。

そういうことを含めまして、聞くところによると岩倉市が2,000万の補助、愛知県が2億2,000万の補助、合計10億の施設だと思いますけれども、そういう意味合いの形の中ででき上がる施設ですので、事前に話を聞きたいなと思ってますから、これについては残しておきたいかなあと思いますし、これは鬼頭さんの思いがあったと思いますので添えておきます。

それから、2番目の福祉有償運送については、ちょっとまだ継続的な部分がありますし、当局との協議会での話し合いを持ちましたけれども、まだ結論は出ておりません。

3番目のひきこもり等子ども・若者相談に関することについては、榎谷さんが一般質問で上げていただいておりますので、視察に行ってきた質問していただくということで、ひとつその場でやっておくということで、これは外してもいいのかなとは思っています。もちろんずっと継続しないかんことだと思いますけれども、3番目の教育委員会及び教育こども未来部の所管に属する事項について、きょう見えますけれども、新学校給食センターに関することについては、来年の8月が竣工式ですので、特にということじゃないんですけれど、今管理運営の委託のことが進められておりますけれども、ここでお聞きしたいんですけれども、北名古屋市の給食センターを見に行ってきた委員さんおられますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（塚本秋雄君） おられないですね。

お手元に1つ参考資料を置いておきました。

ことしの7月に竣工しておるということで、1万2,000食が最大ということで、これは直営で多分やっておると思います。これが1つあるのと、清須を見に行っただ方はおられますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（塚本秋雄君） いないですね。

もう1つのほうが清須の形なんですけれども、26年8月、1年前、岩倉市と同じところでやってみえるということで、その2つをできたら、3月議会までの間に施設の視察に行って、新しくできたのが清須と北名古屋にあるのを見ずに終わるということでもないと思いますので、ぜひ視察に行きたいなということで、これは残したいと思います。

それと、教育振興基本計画につきましては、2年間かけてやる項目でありますし、これも残しておきたいと思います。

図書館及び学校図書館の整備及び充実に関すること、これも本当は継続的にやらないけないと思うんですけれども、黒川さんに代表で視察の中で質問していただきますので、残す残さないはあるかと思います。まだ、施設としては、この間見てきたんですけれども、黒川さんのほうで質問していただければ、来年度の12月以降の中で、また図書館について勉強していくという形で。もちろん小牧の図書館問題が一番どういう形になるかということも勉強していかないかんと思いますので、岩倉市の図書館も買いかえのときが来ると思いますので、本来なら、図書館のことを詰めて行って……。部長、図書館の基金の積み立てはないですよ、今。

[「ないです」と呼ぶ者あり]

◎委員長（塚本秋雄君） ないですね。

本来なら、建てかえということであれば、基金の積み立てぐらいは提案していてもいいのかなという、つくりたいんなら別ですけれどもという、その基金の部分もあるだろうと思いますので、ここについては、黒川さんどんな状況でしょうか。

◎委員（黒川 武君） 教育振興基本計画で、27、28年度についてということで、27年度中にどこかで進捗状況の報告が出されます。教育振興基本計画、特にない。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） 今年度、あともう1回会議を開く中では、基本理念というんですかね、さきの大綱に該当するような部分の案

をお示しするぐらいの話で、来年度以降に個別というんですかね、計画の本体とかはつくっていくということ、それぐらいが今のスケジュールの進行状況です。

◎委員（黒川 武君） もう1つ関連して、この子ども読書活動推進計画は27年度終了なのね。それについては、28年度以降の計画はどうなっていますか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） まだ、それは考えておりません。

◎委員（黒川 武君） だから、それも今言った教育振興基本計画の方針とも絡む話ですよ。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） そうですね。ただ、振興基本計画のほうでは、個別具体的なところまでは多分書き込めないということになりますので、子どものほうは、個別計画としての策定をするか、その方針が振興基本計画のほうに入る。順番としてはあれですけども、他の計画もそうですが、個別計画も上位計画としての総計との関係ではタイミング的にはあり得ますので、そういう形になるのかなと思っていますが、少し最終的な話だと思っています。

◎委員（黒川 武君） そうすると、27年度、年が明けてから、委員会が開かれた後で理念が固まれば、その部分についての報告はいただける。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 最終的に、理念というか、施策の大綱なんですけど、施策の大綱は総合教育会議のほうで決めていきたいと思っていますので、そうすると、年度明けの5月ぐらいに決めることになると思います。その後でもよろしいですかね、施策の大綱の決定という流れは。

◎委員（黒川 武君） その辺、ちょっと微妙なところがあってね、施策の大綱というのは、基本的には市長部局のほうの管轄になるんじゃないの。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） そうです。市長になります。

ただ、一応、国としても、教育振興基本計画の部分を施策の大綱として取りまとめるということは構わないという話であります。他市でもそうやっています。それをまたもう一度別の形でやると、逆に言えば変な話ですよ。同じ教育に対するものですので、そこは一緒に。だから、教育委員会と市長のほうで、総合教育会議の中で施策の大綱として決めていきたいと思っています。

◎委員（黒川 武君） そうしたら、委員長、教育振興基本計画については、27年度中は特段報告を受けるようなこともどうもないようですので。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 例えば、アンケートとかは実施させてもらったので、子ども向けとか市民向けの。そういうのはまだ今取りま

とめ中なんですけど、本当は3月ぐらいのときに内容の報告ぐらいの部分で話は、もし進行状況をお話しするということであれば。

◎委員長（塚本秋雄君） 図書館のほうは残しておいて。

◎委員（黒川 武君） 図書館というよりも、むしろその中の1つである子ども読書活動推進計画は27年度で終了だもんから、28年度以降、この計画について、27年度中に示されるようであれば、残さなきゃいかんのかなあと思うんだけど。

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあこれは残しておきましょう、関連してきますので。

次の子ども・子育て支援事業計画に関すること。これはちょうど今、南小と東小に工事が入っているんだよね。

〔「設計が入っています」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 設計で、工事が来年と。3カ月でつくっちゃう。

〔「改修するだけです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあこれは残しておいたほうがいいね。残します。

それから、5番目の郷土の歴史・文化に関することは、いわゆる岩倉の資源を発掘してやるということですので、伊藤さん、これも残しておきましょうか。

◎委員（伊藤隆信君） お願いします。

◎委員長（塚本秋雄君） 岩倉城をつくるということです。

6番目の子どもの権利に関することについては、梶谷さんのほうで一般質問をやっていただきますので、一応一区切りして、当局の答弁を期待したいと思います。

という形で、継続の関係につきましては、2番の(3)のひきこもりと、3の(6)の子どもの権利について外して、あと同じように継続審査申し出を議長のほうにしたいと思います。3月末になるだろうと思いますけれども、よろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 事務局よろしいですかね。

〔了の意思表示あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） ということで、よろしくをお願いします。

じゃあ日にちを変えて出させていただきます。

副委員長いいですか。

◎副委員長（梶谷規子君） はい。

◎委員（梅村 均君） その他というのは外してもいいんじゃないかとは思
うんですけども。

◎委員長（塚本秋雄君） 梅村さんからそういう意見がありました。せつ
かく意見をいただきましたので、梅村委員のとおりにしたいと思いき
れども、よろしいでしょうか。あれば、協議会で協議していくという
ことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 事務局よろしくお願いします。

外します、4. その他。

ありがとうございました。

それでは、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査申し出につ
いては終わらせていただきます。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会させていただきますけれども、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） お疲れさまでした。